

## [事案26-6] 入院給付金支払等請求

・平成26年7月30日 裁定終了

※本事案の申立人は、法人である。

### <事案の概要>

募集人による不告知教唆があったことを理由に、告知義務違反による契約解除の取消しと給付金の支払い等を求めて申立てがあったもの。

### <申立人の主張>

平成23年3月に「右大腿軟部組織悪性腫瘍」と診断確定され、同年4月に入院して手術を受けたので、平成22年12月に契約した医療保険にもとづき給付金を請求したが、告知義務違反を理由に契約を解除され、給付金が支払われなかった。

しかしながら、納得いかないもので、以下の対応をしてほしい。

- (1)契約時に、「現在通院しているが大丈夫か」と聞いたところ、募集人から「新規の契約ではないので問題ない」と言われたため告知書に記入しなかったものであり、不告知教唆があったので、契約解除を取り消し、給付金を支払ってほしい。
- (2)または、本契約は、平成13年4月に加入した前契約（医療保険）の更新前に勧誘され、前契約を解約したうえで新規に加入したものであるもので、同解約を取消して前契約に戻してほしい。

### <保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)告知の際、募集人は申立人から通院中であることは一切聞いておらず、したがって、募集人が、申立人が主張しているような回答をした事実もない。
- (2)募集人は契約乗換に伴う不利益事項を含めた重要事項、および告知に関する留意事項の説明を行い、適正な申込手続を行っている。
- (3)前契約の解約手続についても適正な手続を行っている。

### <裁定の概要>

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面および申立人、募集人の事情聴取の内容にもとづき審理を行った。審理の結果、以下のとおり、申立内容は認められないので、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第37条1項にもとづき、裁定書にその理由を明記し、裁定手続を終了した。

#### 1. 告知義務違反について

- (1)申立人は、平成22年11月から12月まで、傷病名「右大腿軟部腫瘍」により通院し、検査を受け、11月には、傷病名について「脂肪肉腫を疑う」ことを告げられ、「生検を行い、診断を確定し、その結果によって切除術を考慮する」ことを告げられている。
- (2)これは、告知書の「最近3か月以内に、医師の診察（経過観察のための診察を含みます）・検査・治療・投薬を受けたことがありますか」と、「過去5年以内に、7日以上期間にわたり、医師の診察（経過観察のための診察を含みます）・検査・治療・投薬を受けたことがありますか」に該当する事実といえるが、申立人は、「いいえ」に○を付け、事実と異なる回答をしたことが認められ、また、告知の6日前にも通院していたことからすると、申立人が事実を告知しなかったことには少なくとも重大な過失があったといえ、申立人に

は、告知義務違反があったと認められる。

2. 不告知教唆の有無について

(1) 事情聴取において、申立人は、自らの主張に添った供述をする一方、募集人は、申立人の友人の癌の話は出たが、申立人自身の病気については一切話題にならなかったと供述し、当事者の主張は対立しており、申立人の主張する事実を認定することはできない。

(2) したがって、募集人の不告知教唆があったとは認めることはできず、保険会社が告知義務違反を理由に本契約を解除したことは正当といえる。また、告知すべき事実と入院および手術との間には因果関係が認められるので、給付金の不支払いも正当といえる。

3. 前契約（医療保険）の解約の取消しまたは無効について

解約などの法律行為が取消しまたは無効となるためには、法律に定められた取消原因または無効原因が、法律行為時に存在する必要があるが、前医療保険の解約時に、法律に定められた取消原因や無効原因があったと認めることはできないので、法的根拠が存在せず、申立人の請求を認めることはできない。